

## 特定の美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書

		被相続人	
		寄託相続人	
この明細書は、特定の美術品についての納税猶予及び免除の適用を受ける特定美術品について、その明細等を記入します。			
1	相続の開始があったことを知った日 (通常は相続開始の日と同じ日になります。)	年	月 日
2	特定美術品の明細 この欄は、寄託相続人が相続又は遺贈により取得した特定美術品の明細を記入します。		
①	特定美術品の名称	② 員数	
③	種類 重要文化財 ・ 登録有形文化財		
④	指定・登録年月日	年 月 日	
	記号・登録番号		
⑤	通知された評価価格	A 円	(この金額を第8の5表の1(1)①欄に転記します。)
(注) 1 ③欄については、いずれか該当するものを丸で囲んでください。 2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財と指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第58条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。 3 ⑤欄には、文化庁長官により通知される「重要文化財(登録有形文化財)に係る評価価格通知書」に記載されている「評価した価格」を記載してください。			
3	寄託先美術館に関する事項		
①	名称		
②	所在地		
③	契約期間	自: 年 月 日	至: 令和 年 月 日
(注) ③欄の「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。			
4	認定保存活用計画の認定状況等		
相続開始の日において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項			
①	認定年月日	年 月 日	② 認定番号
③	計画期間	自: 年 月 日	至: 令和 年 月 日
相続税の申告書の提出期限において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項			
①	認定年月日	年 月 日	② 認定番号
③	計画期間	自: 年 月 日	至: 令和 年 月 日
(注) 「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。			

## 5 認定保存活用計画が終了している場合等

次の①又は②に掲げる場合に該当する場合には、該当する□にレ点を付してください。なお、②に掲げる場合に該当するときは、イ又はロのいずれか該当するものに○をし、その事情の詳細についても記載をしてください。

① 租税特別措置法施行令第40条の7の7第2項の規定に該当する場合<sup>(注1)</sup>

② 租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定に該当する場合<sup>(注2)</sup>

【 イ 寄託契約の契約期間が終了した場合<sup>(注2イ)</sup> ・ ロ 寄託先美術館について登録の取消等があった場合<sup>(注2ロ)</sup>】

事情の詳細 \_\_\_\_\_

(注) 1 被相続人がこの特例の適用を受けようとする特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日以後4か月以内に死亡した場合において、その死亡の日前にその特定美術品に係る新たな認定保存活用計画に係る文化財保護法第53条の2第1項又は第67条の2第1項の規定による認定の申請をし、かつ、同日においてその認定を受けていないときをいいます。

2 この特例の適用に係る相続の開始の日から相続税の申告書の提出期限までの間に次のイ又はロに掲げる場合に該当した場合において、寄託相続人が相続税の申告書の提出期限から1年を経過する日までに新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、かつ、特定美術品を新寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであるときをいいます。

イ 特例の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は契約の更新を行わない旨の申出により終了した場合

ロ 特定美術品を寄託された寄託先美術館について、博物館法の規定により登録を取り消された場合又は登録を抹消された場合(寄託先美術館が博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして一定の事由が生じた場合)

※税務署整理欄	入力	確認		
---------	----	----	--	--